

# 川崎市地区まちづくり審議会 市民委員を募集します！

川崎市地区まちづくり審議会は、学識経験者及び市民で組織し、地区まちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議するために置かれたものです。（年 1 回程度開催）

川崎市の「地区まちづくり」とは、市民等が主体となって、身近な地区で行う土地や建物に係る居住環境の維持又は改善に関する活動です（※詳しくは、市ホームページ上の「地区まちづくり育成条例について」をご覧ください）。

市のこれからの地区まちづくりについて意見を述べ、検討していただく市民委員を募集します。

## ●申込資格

令和6年7月1日時点で次の項目すべてに該当する方

- (1) 原則として年齢18歳以上の方
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している方
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない方
- (4) 市職員でない方（市退職職員は、申し込むことができます。）

## ●募集人数

2人

## ●任期

令和6年7月1日から令和8年6月30日（2年間）

## ●申込方法

- (1) 申込書の様式は自由ですが、次のア～カに掲げる事項を記載したものに、小論文（意見・提言等）を添えて、郵送、持参、FAX、電子メール又は市HPにより申し込んでください。申込書と小論文の様式は下記ホームページ上に準備がありますので、必要に応じて御活用ください（申込書は裏面を御活用いただいて構いません）。

\*なお、申込書及び小論文は返却いたしません。

ア 氏名、住所、電話番号、性別及び生年月日

イ 現在の職業

ウ 市民となった日

エ 職歴（主なもの）

オ 地域活動経験

\*地域活動経験の有無とその内容を差し支えない範囲で記載してください。

カ 申し込んだ理由（簡潔に記載してください。）

- (2) 小論文のテーマ

「市民主体のまちづくり活動について思うこと」

（小論文は800字程度とし、様式は自由とします。）

## ●申込期限

令和6年4月30日(火)

（郵送の場合は締切当日の消印有効。持参の場合は、土日祝日を除く 8:30～17:15）

## ●選考方法

- (1) 川崎市地区まちづくり審議会公募委員選考委員会を設置し、書類選考します。
- (2) 選考の結果については、6月中旬までに申込者全員に通知します。

## ●問い合わせ先

〒210-8577（左記の専用郵便番号の記載があれば住所は省略できます。）

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当

Tel: 044-200-3025（直通） Fax: 044-200-3969

電子メール: [50keikan@city.kawasaki.jp](mailto:50keikan@city.kawasaki.jp)

審議会ホームページ: 市ホームページで『地区まちづくり審議会』と検索ください。

「川崎市地区まちづくり審議会」市民委員申込用紙

申込年月日	令和6年 月 日		
住所	〒		
(ふりがな) 氏名		電話番号	( )
メールアドレス (又はFAX)			
性別 (○をつけてください)	男 ・ 女	生年月日	T S H 年 月 日
現在の職業			
市民となった日	年 月 日		
主な職歴			
ボランティア活動など の主な地域活動経験			
申し込んだ理由			
※備考		※受理日	

注) ※の欄には、記入しないでください。

●提出先

郵送の場合 〒210-8577 まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当  
(住所を記載しなくても届きます)

持参の場合 川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階 まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

Faxの場合 044-200-3969

電子メールの場合 50keikan@city.kawasaki.jp

●提出期間 令和6年4月30日(火)

●小論文の様式は自由ですが、下記のホームページ上に準備がありますので、必要に応じて御活用ください。

審議会ホームページ：市ホームページで「地区まちづくり審議会」と検索ください。

※この申込用紙は、コピーしたものを提出して頂いて構いません。